

一般社団法人日本骨粗鬆症学会 骨粗鬆症マネージャー制度規則

第1章 総則

第1条 骨粗鬆症マネージャー制度の目的

一般社団法人日本骨粗鬆症学会（以下、本学会と略記）が、メディカルスタッフ（医師／歯科医師以外の医療従事者）を骨粗鬆症領域における専門スタッフとして基本的知識と技能を認定し、その水準を向上させる。

第2条 骨粗鬆症マネージャー制度の意義

第1項 「骨粗鬆症診療支援サービス」(Osteoporosis Liaison Service、OLS) の役割を担う、骨粗鬆症に関する知識を有するメディカルスタッフを専門スタッフとして認定することで、より一層充実した骨粗鬆症の予防、診断と治療とを提供し、また広く社会啓発活動を行うことで、超高齢社会における健康格差の縮小と健康寿命の延伸に貢献する。

第2項 認定制度を設けることにより学会員の学会活動参加の目的意識と意欲とを高め、学会の活性化と水準向上とに寄与する。

第2章 メディカルスタッフ認定事業委員会

第3条 メディカルスタッフ認定事業委員会の設置

本学会は前述の目的達成を目指した骨粗鬆症マネージャー制度（以下、本制度と略記）運営のためにメディカルスタッフ認定事業委員会（以下、委員会と略記）を置く。

第4条 委員会の構成・運営

第1項 委員会は委員長および委員若干名より構成される。

第2項 委員長および委員の選任および委員会の運営はメディカルスタッフ認定事業委員会規定に従う

第5条 委員会の責務

第1項 本制度の規則策定、本制度規則に従って実施する認定作業や認定更新作業の運営等本制度に関わるすべての事項を審議する。

第2項 認定作業における審査を行う。

第3章 骨粗鬆症マネージャー認定申請及び申請方法

第6条 申請に必要な資格・要件

本学会に骨粗鬆症マネージャー認定を申請するメディカルスタッフは以下に定めるすべての資格・要件を満たすこと。

第1項 本学会の会員であること

第2項 会費を完納していること

第3項 病院・診療所・介護サービス施設／事業所・薬局・臨床検査センター・自

治体・保健所・教育機関などに所属して実際に医療・保健・教育活動に従事し、以下(1)、(2)の何れかに該当する者

(1) 次のいずれかの国家資格を有する。

- 1) 保健師、2) 助産師、3) 看護師、4) 診療放射線技師、5) 臨床検査技師、6) 理学療法士、7) 作業療法士、8) 臨床工学技士、9) 言語聴覚士
- 10) 薬剤師、11) 管理栄養士、12) 社会福祉士、13) 介護福祉士
- 14) 精神保健福祉士、15) 視能訓練士、16) 歯科衛生士

(2) 日本骨粗鬆症学会の評議員で、医師・歯科医師以外の者

第4項 別途細則に定める期間内に、本学会で実施する骨粗鬆症マネージャーレクチャーコースを1回以上受講していること（第6条第3項の(2)に該当する者を除く）

第5項 過去3年以内^{注1)}に本学会学術集會に1回以上参加していること

注1) 過去3年以内とは、認定試験を受験する年度の3年前の年度に開催された学術集會を起点とし、受験年度の学術集會も含む

第7条 申請方法

骨粗鬆症マネージャーの認定を申請するものは、当該年度学会費納入を確認した上、以下に定める申請書類および審査料を納付する。

- 1) 骨粗鬆症マネージャー認定申請書（学会が定める書式）
- 2) 国家資格の認定証、許可証等の写し
- 3) 下記①あるいは②のどちらか一方（いずれも学会が定める書式）
 - ① 施設長もしくは業務管理者の推薦文
 - ② これまで申請者が骨粗鬆症に関わった臨床経験ならびに抱負について記載した400字程度の小論文形式の自薦文

第4章 骨粗鬆症マネージャー認定方法および認定期間

第8条 認定方法

認定方法については、別途実施細則に定める。実施細則についてはメディカルスタッフ認定事業委員会にて検討し、実施する。

第9条 認定期間

認定期間は認定された年の4月1日より5年後の3月31日までとする

第5章 骨粗鬆症マネージャー認定の更新

第10条 認定更新

第1項 本認定の更新には、認定期間内に所定の書類にて申請し、更新手続きを完了する必要がある。

第2項 本認定の更新には、別途定める要件を満たすこと

附則 本規則は2014年4月30日より施行される。この規則の改訂は、メディカルスタッフ認定事業委員会で検討し、理事会の承認をもって決定される。

- 1) 2015年6月21日改定
- 2) 2017年2月11日改定
- 3) 2018年6月4日改定
- 4) 2024年2月25日改定

一般社団法人日本骨粗鬆症学会 骨粗鬆症マネージャー制度規則細則

第1条 メディカルスタッフ認定事業委員会構成

- 第1項 メディカルスタッフ認定事業委員会（以下、委員会と略記）の下に実務作業を行うワーキンググループ（以下、WGと略記）をおくことができる。WGメンバーには、委員会に所属しない外部メンバーを加えることができる。WG外部メンバーは、必要に応じ委員長が任命し、理事長が委嘱するが、外部委員が日本骨粗鬆症学会員でない場合には、理事会の承認を必要とする。
- 第2項 委員会の委員長、委員およびWG委員は委員会・WG活動中に骨粗鬆症マネージャー認定申請はできない。申請する場合には当該申請前1年間の委員会・WG活動を休止しなければならない。

第2条 審査方法

- 第1項 委員会にて骨粗鬆症マネージャー制度（以下、本制度と略記）第3章第7条の骨粗鬆症マネージャー認定申請者の申請資格・要件の適否判定を行う。
- 第2項 委員会は試験実施要項に準拠し、申請者に骨粗鬆症マネージャー認定試験を実施する。
- 第3項 骨粗鬆症マネージャー認定試験の問題案は骨粗鬆症マネージャー認定試験問題作成委員が作成する。本問題作成委員は委員会が選定し、理事会の承認を得て決定される。
- 第4項 委員会は申請書類および試験結果をもとに申請者の資格・要件適否の審査を行う。

第3条 認定申請要件におけるレクチャーコースの受講時期について

- 第1項 骨粗鬆症マネージャーレクチャーコースの受講時期は、認定試験受験年度の3年度前に開催された学術集会初日から受験年度の認定試験実施日までの間に行われたレクチャーコースの受講を、認定申請に必要な要件とする。
- 第2項 （経過措置）平成24年9月の第1回レクチャーコースならびに平成25年3月の第2回レクチャーコースの受講者については、平成25年秋に試験が行われていないことから、平成28年度の認定申請まで、申請要件のレクチャーコース受講として有効とする。

第4条 骨粗鬆症マネージャーの認定承認、認定証の交付と公開

- 第1項 委員会委員長は認定適否の審査結果を理事会に報告し、理事会にて認定者の承認を得たのち、認定適の申請者に骨粗鬆症マネージャー認定証を交付する。
- 第2項 骨粗鬆症マネージャー認定者は原則として学会誌および学会ホームページにて氏名、所属を公開する。
- 第3項 認定適の認定申請者は骨粗鬆症マネージャー認定証の受領に当たり、認定登

録料を納付する。

第5条 骨粗鬆症マネージャー認定の更新

第1項 骨粗鬆症マネージャー認定者は5年を過ぎない3月末日までに更新手続きの完了を必要とする。

第2項 委員会は第4項以下の更新規定に基づき、認定更新の可否を判定し、理事会の承認を経たうえで更新を認める。

第3項 更新には更新料を収めるものとする。

第4項 認定者の更新には、以下の条件をすべて満たすことを必要とする。

- 1) 前回認定から認定更新申請時点まで継続して一般社団法人日本骨粗鬆症学会会員であり、かつ会費を完納している。
- 2) 前回認定から認定更新申請時点までに1回以上日本骨粗鬆症学会学術集會に参加している。
- 3) 前回認定から認定更新申請時点まで実施した骨粗鬆症マネージャーとしての活動記録を提出する。
- 4) 前回認定から認定更新申請時点までの間に、本会が定める下記の研修単位50単位以上を取得している。

1. 日本骨粗鬆症学会学術集會	参加	: 10 単位
	筆頭演者発表	: 5 単位
	OLS 指定講演参加 :	: 5 単位

附記：1回の学術集會で取得できる単位数は、上限25単位までとする

2. 各地域での本学会認定講演会	参加	: 3 単位
3. 日本骨粗鬆症学会誌に筆頭著者として論文掲載		: 10 単位
4. 他の査読のある学術誌に筆頭著者として骨粗鬆症に関わる論文掲載		: 10 単位

第5項 認定更新申請

認定更新の申請は本学会所定の申請書、研修記録、骨粗鬆症マネージャー活動記録に更新手数料を添えて事務局に提出する。なお申請時に以下の書類の提出を求めることがあるので保管しておくこと。

- 1) 学会参加証明書
- 2) 本学会または他の学会・研究会などにおいて、骨粗鬆症に関連した発表または論文の内容を証明するもの（抄録または論文のコピー等）
- 3) 研修記録を担保する証票

第6項 認定更新申請の救済事項

認定更新申請期間中に申請を失念した者には、次年度の認定更新申請期間中に限り申請を行なうことを認める。また認定更新申請時に研修単位数が不足している者および学術集會参加歴のない者には、1年間に限り学術集會参加歴・不足研修単位数

を補充することを認める。どちらの場合も認定更新されるまでは骨粗鬆症マネージャーの名称を使用することが出来ない資格停止期間とする。また認定更新後の認定終了期日は、前認定期間終了後から資格停止期間も含めて5年後とする。

第7項 認定期間の延長

出産・海外ボランティア・転勤・長期出張などで更新が不可能な場合、その理由を証明する書類を委員会に提出することにより、認定期間の延長を申請することが出来る。ただし、延長期間は2年間までとする。

第6条 移行措置

本制度の実施にあたり、その円滑な運営をはかるために期間を限定して移行措置を講じ、下記に該当する者はレクチャーコース受講歴、認定試験は免除される。

移行措置該当者：下記1)あるいは2)のどちらかに該当する者

- 1) 評議員
- 2) 学会員歴5年以上かつ骨粗鬆症に関する骨粗鬆症学会学術集会における筆頭演者経験あるいは査読のある学術誌への筆頭著者での掲載

第7条 骨粗鬆症マネージャー認定者の認定喪失

次に該当するものはその認定を喪失する。

- (1) 認定を辞退したとき
- (2) 本学会会則の規定に従い、会員としての資格を喪失したとき
- (3) 申請書に虚偽が認められたとき
- (4) 認定者として不適当と認められたとき

なお、(3)(4)に該当する場合には、委員会および理事会の審議を経て決定する。

第8条 認定喪失者の再取得

やむをえない事由により取り消された認定の場合、委員会および理事会の審議により承認を得て再取得を認めることができる

附則 本細則は2014年4月30日より施行される。この細則の改訂は、メディカルスタッフ認定事業委員会で検討し、理事会の承認をもって決定される。

- 1) 2015年6月21日改定
- 2) 2019年7月24日改定